

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に関する
指定管理施設の対応に関する参考情報の発信（第2報）

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染者拡大については厚生労働省をはじめ各関係機関より様々な情報が出されているところです。

公の施設における臨時閉館、事業実施などの判断や適否についてはそれぞれ検討されていることと思いますが、その判断基準について悩ましいと思われる方もいらっしゃると思います。

一般社団法人指定管理者協会では、この度の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の状況を受け、公の施設の管理運営に関する判断の参考となる情報を発信します。

① 各自治体における主催事業の取扱い（事例紹介）

自治体名（発行部門）	熊本県熊本市（財政局長）
発行年月日	令和2（2020）年2月26日
件名	「新型コロナウイルス感染症に伴う市主催事業の対応について（依命通達）」に係る市管理施設の取扱い方針について
取扱期間	令和2年1月16日～3月31日（令和1年度内） ※令和2年度以降は今後状況等に応じた判断

1. 指定管理者の指定事業・自主事業の取扱い

- ・ 「市主催の行事」の対象範囲について（指定管理者の指定事業・自主事業の取扱い）について、以下の表の通り対応関係を記載している

（参考）（表1）指定管理施設において開催される各事業区分と通達との対応関係

資産マネジメント課が整理する区分	通達の区分	通達による対応
市主催事業	市主催の行事	原則延期 または中止
指定管理者主催事業		
指定管理者主催事業	関係する民間団体 及び企業	開催の再検討を要 請
その他の事業		
その他の事業（ホール等利用者による）		

2. 指定管理者導入施設における施設利用者のイベント等中止に伴う使用料（利用料金）の還付について
- 各施設の条例に基づき、還付することができる場合に該当する場合は還付手続きを行うことになる。また、利用料金においても使用料に準じた取扱いを行うこととする。
 - 今回の依命通達における「新型コロナウイルス感染症」は「災害その他不可抗力」に該当し、「関係する民間団体及び企業（表1）」に対する「開催の再検討の要請を受けて主催者が中止を決定した場合は、条例及び条例施行規則に基づき「（使用料の還付）災害その他の不可抗力により、使用を中止するとき又は使用することができないとき」等に該当し、既納使用料の全額を還付として取り扱う。

3. 指定管理者導入施設における「災害その他の不可抗力」への対応義務関係及び費用負担が生じた場合の負担の決定について
- 本市の指定管理者制度運用マニュアル【資料編】P60にて示している協定書例においては、不可抗力発生時の対応義務及び不可抗力によって発生した費用の負担について定めており、それに基づき費用負担及び支払い方法等を決定することとなる。

（参考）指定管理者制度運用マニュアル【資料編】P60（一部抜粋）
（不可抗力発生時の対応義務）

第34条※一部抜粋

暴動、地震、風水害等（不可抗力）の発生の事態に備え、発生する損害・損失等が最小限になるよう、日常の施設の管理又は早急な対応を講ずるものとする。

（不可抗力によって発生した費用等の負担の決定）

第35条※一部抜粋

- 不可抗力の発生に起因した損害、損失について、その内容や程度の詳細を記した書面をもって報告する。

- 損害状況の確認を行ったうえで、協議を行い、不可抗力によるものかどうかの判定や費用負担及び支払い方法等を決定する

- 前条に規定する対応義務を怠った場合を除き、不可抗力の発生に貴市印した損害・損失の費用は甲（熊本市）の負担とする。ただし、乙（指定管理者）が当該損害・損失にかかる保険金を受領した場合は、乙は甲に対して当該保険金相当額を拠出するものとする。

（参考）指定管理者制度運用マニュアル【資料編】P46（一部抜粋）

リスク項目	No	リスクの内容	リスク分担	
			市	指定管理者
不可抗力 リスク	14	暴動、地震、風水害等の市及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によるもの※注2	○	△

注2) 指定管理者が不可抗力発生時の対応義務を怠ったことに起因するものは、指定管理者の負担とする

② 消毒液（手指等の除菌）の販売について

当協会の賛助会員である「テルウェル東日本株式会社」様より、消毒液（次亜塩素酸水）の販売に関する情報提供をいただきましたので、ご案内させていただきます。

（以下、メール引用）

本日メールしましたのは、公共施設の入り口での消毒液の提供について各施設ともに品薄になってきているとのことをお伺いしました。弊社はALSOCK社と合弁会社を設立して、消毒液を取り扱い安定的に供給できるようになっております。

コロナウイルス感染の抑止のために、この度多くの委託先企業様へご案内しております。公共施設の利用者サービスの向上とコロナウイルス拡大感染抑止の一助として、ご検討いただきたく、何卒よろしくお願い致します。

※商品概要は次頁のチラシを参照してください。

【商品名】

■ スーパージアソフト

20L／箱 7,000円（税抜き）＋送料

【商品購入の申し込み・お問合せ先】

テルウェル東日本株式会社

営業企画部 アライアンス推進担当 古川 勇一

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目14番地9号テルウェル代々木ビル7F

TEL：03-3350-7264、090-3312-1771／FAX：03-3341-2120

Mail：yuichi.furukawa@telwel-east.co.jp

以上

ますます好評!!

抜群の除菌・消臭力 しかも人体に安全

スーパージアソフト



様々な細菌やウイルスに強力な効果を発揮し、厚生労働省も認可している「次亜塩素酸水」合成界面活性剤等の化学合成物質は使用しておらず人体への影響はなく、万一、口や目に入っても問題はありません。



スーパージアソフト製品(税別)

20Lケース 1箱/7,000円

特 徴

- 様々なウイルスを数秒で不活化し、感染拡大を抑えます。
- 人体やペットにも無害で、キッチンでのまな板・包丁の除菌や生ごみの消臭に効果を発揮します。
- 浴室のかび予防、トイレの除菌・消臭や煙草の臭い消し等、ご家庭のあらゆる場所でお使い下さい。
- 手足の除菌などに効果があります。
- アレルギー症状の抑制にも効果があります。

主な使用用途

一般家庭、医療施設(病院・クリニック等)、老人福祉施設、保育園、学校、学習塾、飲食店、オフィス、ホテル、ペットショップ、理容・美容室、温泉、銭湯、パチンコ店、カラオケ店、各種娯楽施設、ゴミ置き場、喫煙所、トイレ、生花栽培、食品加工工場、各種製造工場、各種実験施設、バス・タクシー会社等、その他用途は多数あり

強力な除菌力

ウイルス・細菌・かび類をすばやく除菌。
手足や衣服の除菌、お風呂場のカビ予防などにも強い効果を発揮します。

優れた消臭力

さっとスプレーするだけで、雑菌やカビ等による臭い、タバコや生ゴミの臭い、犬・猫などのペットの臭い、排泄物の臭い等を元から分解消臭します。

人や環境に安全

化学合成物質は使用しておらず、人や動物に対して安全で安心。
また繊維製品等への脱色性が少なく毒性も刺激性もありません。

手軽に何処でも使えて便利

ご家庭・職場など何処でも。また外出時や旅行先などにも手軽に使えて便利です。人体に害はありませんので、様々なシーンでご自由にお使いください。

製造販売元



〒920-0374 金沢市上安原町934番地
(株)北陸総合防災センター
お問い合わせ窓口 TEL076-249-0488